

陸前高田市津波避難計画の策定について

1 本市における津波避難計画の策定状況

本市における津波避難計画については、現在、地域防災計画の中で、津波避難対策として必要な項目を定めているところであり、独立の計画としては、策定していない。

総務省が調査する「市町村における津波避難計画の策定状況調査」においては、本市は、既に策定済みとされているところである。

なお、令和3年6月10日付けで総務省より公表されている本調査結果では、調査対象、海岸線を有する市町村及び海岸線を有しないが津波による被害が想定される市町村(40都道府県、675市町村)のうち、671市町村(99.4%)において、津波避難計画を策定済みとされているところである。

【参考】

○津波対策の推進に関する法律(平成23年法律第77号)

第9条第2項 都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。

○ 防災基本計画(令和3年5月中央防災会議)

第4編 津波災害対策編 1章5節1項(2) 住民等の避難誘導體制

津波による危険が予想される市町村は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む。)や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるとものとする。

陸前高田市津波避難計画の策定について

1 津波防災における岩手県及び本市の取組み状況

(1) 岩手県の状況

ア 岩手県における最大クラスの津波浸水想定公表

岩手県は、津波防災地域づくり法に基づいて、沿岸の陸域、海域に関する地形、地質、土地利用の状況等の基礎調査を行い、令和4年3月、避難を軸とした総合的防災対策を構築する際の基礎となる最大クラスの津波浸水想定を公表したところである。なお、津波のシミュレーションにあたっては、最大クラスの津波が以下の条件下において発生した場合に想定される浸水の区域(浸水域)と水深(浸水深)を設定したものである。

| | 岩手県津波浸水想定図 | 岩手県津波計算結果(参考) |
|-------------------|----------------------|---------------|
| 潮位 | 朔望平均満潮位 | |
| 構造物・造成地等の反映条件 | 現況(令和2年度末時点の整備状況を反映) | |
| 地震による構造物の沈下・破壊の有無 | あり | なし |
| 津波越流時における構造物破壊の有無 | あり | なし |

イ 岩手県地震・津波被害想定調査報告書の公表

最大クラスの津波被害の具体的な想定を市町村ごとに示すとともに、被害想定を踏まえた、減災対策の基本的方向性や課題を示すことにより、地域ごとの効果的な減災対策を検討するための基礎資料とするとともに、住民の防災教育の推進や防災意識の啓発に活用するなど、今後の津波防災対策に生かしていくことを目的として本調査が実施され、令和4年9月に、調査結果報告が公表されたところである。

陸前高田市津波避難計画の策定について

(2) 本市の状況

ア 津波警報等発表時における津波避難対象区域の見直しについて

岩手県が最大クラスの津波の浸水想定を公表し、また、海岸保全施設である防潮堤、水門等の整備が完了したことから、以下のとおり、本市の津波避難対象区域を見直し、令和4年10月1日から、運用を開始したところである。

| 津波警報等の種類 | これまでの津波避難対象区域 | 新たな津波避難対象区域 |
|----------|---------------------------------------|--|
| 大津波警報 | 東日本大震災の津波浸水区域 | 新たな津波浸水想定全域 |
| 津波警報 | | 新たな津波浸水想定全域(ただし、高田地区及び今泉地区の嵩上げ地を除く) |
| 津波注意報 | 東日本大震災の津波浸水区域(ただし、高田地区及び今泉地区の嵩上げ地を除く) | 防潮堤等より海側の区域(ただし、防潮堤、水門等がない区域は、新たな津波浸水想定区域) |

イ 住民への周知等

- 津波防災マップ(簡易版)を作成し、市内全戸へ配付した上で、新たな津波避難対象区域により、令和4年10月29日(土)に、津波避難訓練を実施した。津波避難対象区域に居住する避難対象者3,394人に対し、参加者は2,611人であり、避難割合は、76.93%であった。
- 津波避難対象区域の見直しについて、市内11箇所、説明会を実施した(説明会は、市政懇談会と併せて実施)。

3 津波避難計画の策定に向けて

本市では、岩手県が公表した最大クラスの津波浸水想定、また、地震・津波被害想定調査報告を受けて、東日本大震災における甚大な被害を二度と繰り返すことがないよう、津波から市民の命を守ること及び地震・津波に対する被害軽減対策の取組みを進めることは、極めて重要な課題であると認識している。

市民の命を守るためには、いかに迅速かつ確実に避難を実施出来るかが重要であることから、再び津波による犠牲者を決して出さないという強い決意のもと、このたび本市では、地域防災計画から独立させ、津波避難計画の策定を進めていくこととしたところである。

(1) 計画策定に向けた課題等の整理

津波避難計画に定める内容を検討する上で、岩手県の地震・津波被害想定調査報告書を踏まえ、以下のとおり課題等を整理する。今後は、津波避難計画で定める内容、手法等について、検討を進めていくものである。

ア 冬季に災害が発生した場合、屋外や寒い屋内での避難時における、低体温症のリスクへの対応

イ 平時及び災害時に活躍する地域防災の中核となる人材の育成・配置の取組みへの対応

ウ 災害時に自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動に支援が必要な避難行動要支援者の避難支援の体制に係る事項

エ 夜間の暗闇や冬季積雪時の避難における、避難速度が低下することがないようにする方策の検討

オ 徒歩による避難が困難な場合、避難所までの距離は避難行動要支援者の存在など、地域の実情に応じ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合への対応

カ 観光客等の市外から本市へ来訪している方の避難への対応